

総合会計事務所ニュース

発行元

2009年5月 No.143

(株)総合会計 金巨功税理士事務所

TEL:083-973-8336 FAX:083-973-8337 HP:<http://www.sogo-k.net>

たい焼きで地方は再生できるか

～成長至上経済の行き詰まり処方箋はこれかも？～

過日、写真家の宮嶋康彦氏のトークショー 山口で発見！『天然物たい焼きへ100年目の拍手』に参加しました。「天然物のたい焼き」のプレゼントの「天然物」とはなんぞや？に心奪われた「不純」なものでした。

まず、「天然物」のたい焼きの謎解きを。きっかけは氏が、奥日光の自然を撮るために5年間居をそこに構えているとき、趣味のフライフィッシングでその日の一番大物だけを魚拓し、あとはリリース。ふとおやつの冷めきった「たい焼き」を魚拓し、後日来客に見せると「魚屋で買った珍しい鯛だ」などと諸説紛々。種明かしをすると一同大爆笑。それで「たい焼きの魚拓」にはまった氏は、取材の合間に魚拓をとること現在まで25年。

時は「およげたいやくん」の大ヒットによる「たい焼きブーム」。大量生産の鉄板で焼くものではなく、その歌のモデルの匠が焼く昔ながらの一匹ごとに焼いた「たい焼き」を氏は「天然物」と命名。全国各地で絶滅寸前の「天然物」を探し続け、ついに「たい焼き魚拓展」を開催することになったとか。

氏は、最近山口県で「天然物」を2ヶ所発見。1ヶ所はマーケティングなどの手法を駆使してビジネスとして5年前に開店した元外食チェーンのサラリーマンが店主。餡を1度づけする合理的なもので、当日プレゼントされた「周南物」。もう1ヶ所は75歳の女将が70年前の器具を使い、お腹と尻尾に2度付けする昔ながらのものを50年間焼き続けている「下関物。」また、前者は「天然物」では一般的な餡にこだわり、後者は全国にここしかない皮にこだわる珍しいもの。そして前者はビジネス、後者は生業。氏が強調されていた「天然物」には「その人の生き様がこもっている」ことはうなずけます。

成長至上経済は、^{ニツチ}二進も^{サツチ}三進もいかないし、地方の疲弊は増すばかり。内需の拡大のかけ声むなしく、国民の消費意欲はますます低下。生活防衛のために低価格化を切望、それに上手く応えている巨大企業が史上空前の利益を上げている現実がそこにあります。大事なことは、「本物」を長く続ける店主の心意気と、そこにある「天然物」にこだわる店主の「生きざま」をあえて少々高くても買い求めていく消費構造こそが地方再生の第一歩だと強く感じました。



(株)総合会計 所長 金巨 功

～経営理念～

- 一、私たちは、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にする税制の実現をめざします。
- 一、私たちは、税務・会計・経営のエキスパートとして、中小企業のよりよきアドバイザーになることをめざします。
- 一、私たちは、みんなで創造し、みんなで分かち合い、みんなで成長しあえる事務所になることをめざします。
- 一、私たちは、地域にあてにされ、地域に貢献し、中小企業が光となるような社会をめざします。

定額給付金について

最近、お客様を訪問したときの話題で一番よく出るのが、定額給付金についてです。その時、「定額給付金には、税金はかからないのですか？」という質問を受けます。今回は、「定額給付金」についてお話ししたいと思います。

定額給付金は、本年2月1日現在、住民基本台帳に記録されている者につき1人当たり12,000円、ただし、65歳以上と18歳以下の人には8,000円加算し20,000円、と個人別に定まるものの、実際の受給者は世帯主となります。

結論から言うと、「定額給付金」には税金はかかりません。あまり、知られていませんが、税金のかからない所得って意外にあります。

例えば、

宝くじの当選金
ノーベル賞の賞金
オリンピックの賞金
遺族年金や障害年金
雇用保険の失業給付金
会社からもらう出張旅費、転居費用等



《 参考 》

租税特別措置法第41条の8の2に住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている者（政令で定める日において住民基本台帳に記録されている者に限る。）の属する世帯の世帯主その他の財務省令で定める者に対して市町村又は特別区から給付される給付金で厳しい経済金融情勢の下で家計への緊急支援の観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税は課さない、とあります。

しかし、総選挙目当ての1回限りの「バラまき」の担保が消費税の増税に繋がることを国民一人ひとりが許さない世論を巻き起こすべきでしょう。

～クールビズのお知らせ～

当事務所では、昨年に続いて6月1日～9月30日までノーネクタイを実施します。「千里の道も一歩から」宇宙船・地球号のこれ以上の悪化の礎にしたいと思っています。どうぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。



Q . 当社は自動車販売業を営んでいます。今年に入って、かなり業績が悪化しており、役員給与の減額を検討中です。こういった場合に、減額改定できるのでしょうか。

A . 国税庁が昨年 12 月に公表した「役員給与制度の Q & A 」によると、下記に該当する場合に減額改定が認められると考えられます。個々のケースによって異なりますので、ご相談下さい。

減額改定に該当するケース

**財務諸表の数値が相当程度悪化したことや、倒産の危機に瀕しているような状態にあること
または、
経営状況の悪化にともない、第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない状態にあること**

（具体例）

- ・株主との関係上、業績や財務状況の悪性についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ・取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュール（返済条件の緩和）の協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ・業績や財務状況または資金繰りが悪化したため、取引先の利害関係者から信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合などが または に該当します。

減額改定に該当しないケース

やむを得ず役員給与の額を減額したとはいえない状態にあること

（具体例）

- ・利益調整のみを目的として減額した場合
- ・“ 一時的な ” 資金繰りのために減額した場合
- ・“ 単純に ” 業績目標に達しなかったことにより減額した場合等が上記のケースに該当します。

実務上は大混乱

平成 18 年度税制改訂は、会社法と連動してのものです。利益連動型賞与（中小企業にはまったく使えない制度）が損金算入になった一方で、役員給与は原則損金不算入で、一定の要件を満たしてはじめて損金になるという実務を硬直化させる酷い制度です。特殊支配同族会社の役員給与（オーナー課税）の損金不算入とともに制度全般を見直すべきでしょう。

所長の登山日記



登山日

2008年5月18日(日) 晴れ



山名

弥山(みせん 529 ㍎)
[住所 広島県廿日市市宮島町]



日記

日本三景宮島にある弥山に挑戦。
8時に自宅を出発し、一路宮島に。10時にはフェリーで宮島に到着しました。
数ある登山ルートの中で選んだのが、紅葉谷コースです。
10時半に登山開始。1時間半かけて山頂に。瀬戸内の眺望を満喫しました。



アクセス



今回は昨年登山した
宮島をご紹介します。

詳しくはブログをみてね。

<http://isaoyamanobori.blog74.fc2.com/>



JRご利用の方

JR山陽本線宮島口下車、宮島口栈橋へ 徒歩約2分、宮島口栈橋より宮島行きフェリーに乗船。宮島栈橋へ 航路約10分。

自動車の方

山陽自動車道廿日市IC 大阪方面より または、同大野IC 下関方面より でありて、国道2号線經由宮島口へ。宮島口栈橋より宮島行きフェリーに乗船 車の乗船可、宮島栈橋へ 航路約10分。各ICより宮島口へは看板があります。



古くから神々が宿る霊山として、近年では厳島神社とともに世界遺産として宮島にそびえる弥山には、今なお残る原始林や奇岩怪石、由緒ある史跡、七不思議など見どころがいっぱい、訪れたすべての方を、不思議が織りなすミラクルスポットへ誘います。